

捕獲上限数設定の考え方論点ペーパー

特定希少鳥獣の管理の目標（管理計画案から）

ゼニガタアザラシの健全な個体群の維持と、漁業被害の軽減とのバランスを考えた管理を行う。

- 安定した個体群を存続させるため、100年以内に絶滅する確率が10%未満となるよう留意する。
- 漁業被害を軽減するための捕獲を実施する。
- 順応的管理の観点から、年間の捕獲上限は前年の生息状況評価をもとに毎年算出する。捕獲数は、前年の混獲による死亡個体数の動向を踏まえて柔軟に変更する。

考え方案

※水準の設定方法や捕獲圧のかけ方等、個体群の管理の基本的な考え方を整理した上で、下記案のように具体的な捕獲頭数の考え方を整理する。

- 平成〇年現在の推定個体数〇頭の〇%までは、100年以内に絶滅する確率は10%未満となる。
- 年間の総捕獲上限数を〇頭とする。そのうち、個体群の動向に強く影響するメス成獣の捕獲上限数は〇頭とする。総捕獲上限数は前年度の混獲死亡個体数を減じたものとする。
- 平成28年度から平成30年度までの3年間において、合計捕獲上限数は〇頭以内、メス成獣は〇頭以内で管理する。この3年間において、年間に不足数あるいは過剰数が出た場合は、次の年に調整することとする。
- 漁業被害を及ぼす亜成獣以上の常習個体を対象に捕獲を行う観点から、上記上限数内において、幼獣の混獲死亡個体数を減らした分、亜成獣以上の捕獲数に置き換えられることとする。幼獣が〇頭減った分は亜成獣以上〇頭と置き換える。
- ただし、個体群の状況から不測の事態がある場合はこの限りではない。

【参考】

ヒグマの場合（北海道ヒグマ保護管理計画から関連部分抜粋）

- 平成 22～26 年度の 5 年間は、毎年 の 捕獲上限数を 120 頭、5 年間の合計捕獲頭数を 600 頭以内に収めることとする総捕獲数管理を採用。最終的には 5 年経過時の総捕獲数をもって評価。
- 渡島半島地域→平成 20 年の推定生息数を基準（個体数指数 100）とし、予防水準（個体数指数 50）及び許容下限水準（個体数指数 25）の 2 種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて 3 段階の管理措置のいずれかを講じ、各措置の定める上限捕獲数内で捕獲数を管理。
- 渡島半島地域の平成 20 年 1 月現在における満 1 歳以上の個体の推定生息数は 800 頭±400 頭。平成 22～26 年度の 5 年間に おいて、通常措置の年間捕獲上限を 120 頭、そのうち、地域個体群の動向に強く影響するメスについては年間捕獲上限数を 40 頭と定め、5 年間の合計捕獲数をそれぞれ 600 頭及び 200 頭以内で管理することとする。
- それ以外の地域→科学的知見の蓄積が少なく、現時点で個体数指数を用いたフィードバック管理による総捕獲数管理を実施できる段階にないため、今後その導入を目指す。

トドの場合（トド管理基本方針から関連部分抜粋）

- 10 年後（平成 36 年度）に 来遊個体群の個体数が現在（直近の推定時点（平成 22 年））の水準の 60% となるまで減少させることを管理の目標とする。ただし、以下の各基準に該当していなければならない。
 - (1) 30 年後の来遊個体群の個体数が現在の水準の 20% 以下となる確率が 5% 未満となること。
 - (2) 100 年以内に来遊個体群が絶滅する確率が 10% 未満であること。
 - (3) 5 年後の再評価で管理目標の水準を下回らないこと。
- 年間のクォータを平成 26～30 年度の間、501 頭/年度とする。1 クォータは、年間の採捕数（604 頭）から混獲死亡個体数（103 頭）を減じたもの。
- 前年度に未消化分があった場合には、クォータの 15% 相当分に当たる 75 頭を限度に翌年度に繰り越すことが可能（ただし如何なる場合でも年間 576 頭を超えない）。